

新基準の運用に関する認定委員会の考え方について（2011年3月19日）

学校心理士認定のための新基準の運用に関して、目下、各大学院の授業シラバスを拝見させていただいているところですが、その中で、認定委員会の考えが十分に伝わっていないところが見受けられました。いくつかの大学院からいただいたお問い合わせの中の共通する部分について、以下のように整理しましたので、今後の申請にあたって参考にしていただけたらと存じます。

1. 見込み申請については、申請時点で新基準の5領域10単位相当分（基礎実習を除く）を修得していることが必要です。またこの5領域には、コア4領域（学校心理学、教授・学習心理学、発達心理学、臨床心理学）からそれぞれ大学院で相当する1科目ずつをできるだけ多く含んでいることが望ましいと考えています。
2. 認定委員会では、各大学院からの「一括申請」（事前の科目適合性審査を求める申請）については、学校心理学関連の8つの領域と2つの基礎実習の修得を原則にしています。8つの領域については、それに対応する各大学院の授業科目に5項目（ポイント）のミニマム・エッセンシャルズを含むこと、1つの領域の5ポイントについては、1つの授業科目で満たすことを原則としていますが、それが不可能な場合には、最大2つの授業科目で満たしていただくようお願いしております。
8つの領域に関して、いくつかの大学院から、申請時までには40ポイント（見込み申請においては、5つの領域分の25ポイント）を修得するよう、院生にアナウンスすればよろしいのかという趣旨の問い合わせをいただきましたが、申請にあたっては、ポイント数ではなく、修得した領域の数を確認して申請するよう、院生へのご指導をお願いいたします。
たとえば、1つの領域の5ポイントが、3ポイントの授業と2ポイントの授業の2つの授業で構成されていたとき、3ポイントの授業を修得しただけでは、当該の授業科目の修得単位（たとえば2単位）にはなっても、その領域を修得したことにはなりません。
なお、1つの授業科目に含めることをお願いしている5項目については、1コマの授業に対して1つの項目に限定してください（複数の項目を充当することは認めておりません）。1コマの授業は原則90分で1ポイントとさせていただきます。
3. 8つの領域について、そのすべてを1つの大学院では満たせない場合についての問い合わせがありました。これについては、認定委員会では、以下のように考えております。
認定委員会では、「一括申請」の対象大学院については、学校心理士を養成する大学院としてのアイデンティティの確保という観点から、8つの領域のすべてを満たすこと

を原則としたいと考えておりますが、それが難しい場合があることも承知いたしております。そこで、「一括申請」を希望する場合には、8つの領域のうち、少なくとも、「学校心理学」「教授・学習心理学」「発達心理学」「臨床心理学」の4つの領域については1大学院の授業科目で満たしていただくことを条件にしたいと考えております。これらの4つの領域は、学校心理学を構成する「コアとなる学問領域」と考えるからです。残りの4つの領域については、学校心理学関連の大学院間で単位互換等を行っているところがあれば、そうした制度をご利用ください。また、放送大学の大学院や通信制の大学院での科目履修による申請も考えられます。